

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する  
法律第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる  
必要性が低いもの等を定める省令（案）に対する  
意見募集で寄せられた御意見に対する考え方

---

平成 30 年 1 月

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いもの等を定める省令（案）に対する意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：平成29年11月29日（水）～平成29年12月28日（火）

○ 提出意見総数：9件

（1）個人 9件

（2）法人・団体 0件

頂いた御意見	御意見に対する考え方
<p><b>2条（フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いもの）関係</b></p> <p>簡単に記入させていただきます。</p> <p>第十六条の「インターネットを利用する際における青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための学習の機会の提供、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及のための活動その他の啓発活動を行うよう努めるものとする」の「有効化措置を講ずる必要性が低いもの等を定める」との事ですが、いっそフィルタリングは家庭の要望に任せて政府はネット利用の危険性に対応する学校教育の補助に力を入れてはどうでしょうか。</p> <p>また、野田聖子大臣に置かれましては以前成人向けゲーム規制問題の時に、規制強化を持ち掛けた団体「ジュベネイル・ガイド」が実は当の成人向けゲームメーカーだったことを思い起こし、規制強化とレクチャーを持ち掛ける団体の素性・主張に関しては裏事情や思惑・思想の偏りが無いかよくご確認いただけるようお願い申し上げます。</p> <p>簡単ながら、表現規制の必要が少しでも少ない世の中を願いつつ意見を送りさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>本法は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得すること、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、国及び地方公共団体はインターネットにおける特性に配慮しつつ民間における自主的かつ主体的な取組を尊重することを旨として施策を推進すべきこととしており、これに基づき施策を実施して参ります。</p> <p>また、本法は、保護者に青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める責務を規定した上で、国及び地方公共団体は家庭における青少年によるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずべきこととしております。</p>
<p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いもの等を定める省令（案）」につきまして、意見を伝えさせていただきます。</p> <p>私のお願いとしましては、「現実の犯罪行為、法令違反行為（詐欺等）を勧誘、募集する情報、又は現行法令に違反する物品（違法薬物、危険ドラッグ等）の販売を行う情報」以外の情報につきましては、「青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いもの」として、フィルタリング有効化措置の対象外として頂きたいと思っております。</p> <p>具体的には、現実に犯罪行為を行っていない、法令違反を行っていない、架空の内容を扱った作品、創作物、表現物、情報の類（映画、DVD、ビデオ等の映像作品、写真、書籍、雑</p>	<p>参考の御意見として、承ります。なお、本省令については、特定携帯電話端末等の定義を定めるものであり、青少年有害情報の定義を定めるものではありません。</p>

頂いた御意見	御意見に対する考え方
<p>誌類、漫画、アニメ、ゲーム、イラスト、CG等)になります。</p> <p>これらの類につきましては、性表現、暴力表現などを扱った成人年齢18歳以上を対象としたものも含め、日本国憲法19条の内心の自由、21条の表現の自由を尊重し、これからもできる限り自由、寛容に扱われることを望みます。</p> <p>これらの類につきましては、今後も法令による規制、フィルタリングによる遮断措置等は行わず、青少年の保護対策につきましては、各家庭における教育等による対応を維持されることを心より望みます。</p> <p>以上、大変短略かつ粗雑な文面にて誠に恐縮ではございますが、私の意見をご賢察頂き、寛大な措置にてご対応をして頂けましたら幸いに思います。</p> <p>以上、何とぞ宜しくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
<p>「フィルタリング利用率が低迷している」理由については「フィルタリングソフトの処理に、かなりの処理能力を使われる。5年以上前の旧式や搭載CPUによっては本当にどうにもならなくなる場合がある」や「フィルタリングソフトが有料、しかも1年毎に数千円払わなくてはならないアンチウイルスソフトに付属している為、無料のアンチウイルスソフトが使えない」という現状があります。</p> <p>「完全無料で、低性能の機械でも『非常に軽く処理できる』フィルタリングソフト」を提供しない限りは使用率を上げることは無理でしょう。</p> <p>少なくともパソコンや携帯電話といった『性能にばらつきがある種類』は外すべきではないでしょうか。</p> <p>あと、資料を後に掲載する場合は最初に告知したページに資料をアップしたアドレスを記したモノを差し替えるようにしてください。</p>	<p>参考の御意見として、承ります。</p>

頂いた御意見	御意見に対する考え方
<p>相当探しましたが、「これかな？」という資料は見つかりましたが、結局「これで間違いない」という『詳細』や資料等が見つかりませんでした。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
<p>携帯電話端末等については、wi-fi あるいは bluetooth その他によるインターネットへの接続が可能な事を考慮していただきたいと考える。</p> <p>また、VPN による接続や、携帯電話端末で使用可能な各種アプリケーションにより、携帯電話端は、パーソナルコンピュータと同レベルの暗号化やフィルタリング突破能力が存在する事を、必ず考慮すべきであると考え。</p> <p>もしも VPN への接続が可能になっている場合、全てのフィルタリングはどれも易々と突破される事になると思われるのであるが（プロトコルについての監視まで行えば話は異なるが、それはやや通信の秘密を犯す面があるので困難が伴うと思われる。また、ネットワークの IPv6 化により IPsec を用いた暗号化通信が通常の通信として行われる可能性が発生してくる時代でもあるのであるが、それを踏まえての対処が必要であると考え。）、どの様にして青少年が使用する端末のフィルタリングの穴を塞ぐのかについては、総務省、経済産業省、内閣府・内閣官房等により協議し、検討すべきであると考え。（なお、VPN 使用の場合等の解釈については、通知等で示しておくべきと考える。）</p> <p>（単に、青少年によるフィルタリングの突破だけでなく、端末が踏み台になったりする可能性についても念頭に置いて検討すべきであると考え。（なお、当方は、端末が攻撃される危険への対処として、端末側ではなく、ISP の役割を果たす通信事業者のサーバにおいて、SPI フィルタを適用する事が一般に望ましい事であると考え。こうすれば、外部からのアタックは優位に減少するはずであるが、世界の平和のために、ISP の役割を果たす通信事業者には、利用者によるインターネットへの接続に際し、（通常事業者側により自動で適用される）NAT（NAPT）に加えて、SPI フィルタ機能を標準で提供する様にしてもらいたいものである。）</p> <p>意見は以上であるが、青少年が苦笑する様な「日本の大人って駄目だね」という見本の様な穴のある不適切・ちぐはぐな施策を講じないように求めたい（時に故意にその様な施策が行</p>	<p>参考の御意見として、承ります。なお、本省令第 2 条で定める有効化措置を講ずる必要性が低いものについては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の電気通信設備のみを用いて提供される青少年有害情報フィルタリングサービスにより、青少年有害情報の閲覧を制限することが可能な携帯電話端末等としており、Wi-Fi に接続可能な携帯電話端末等については有効化措置を講ずる必要性が低いものに該当しません。</p>

頂いた御意見	御意見に対する考え方
<p>われる事もあると思われるのであるが。)</p> <p>(個人)</p>	
<b>その他</b>	
<p>一般的に、青少年の心身の健全な育成を目的として、安易にフィルタリングなどの情報遮断を行うべきではない。第一選択肢は適切な教育によって好ましくない情報に対する自衛能力を育むことであるべきである。フィルタリングは犯罪に巻き込まれる危険がある情報（詐欺サイト、違法薬物取引サイト）などに限定すべきである。</p> <p>フィルタリングで真っ先に標的とされるのは性情報であろう。青少年は思春期より（そして生涯にわたり）自身の性と向き合うことになる。このような時期に、安易に性情報（性に関わる語句など）をフィルタリングした場合、それによって、自らの性について詳察し考える機会が奪われ、ひいては彼らのアイデンティティの確立に悪影響を与えかねない。</p> <p>例えば、多くの青少年は、中学生の頃になれば、異性に性的な関心を抱くようになる。「恋バナ」や「猥談」といったものに夢中になるだろう。他方、そういった事柄に興味を持たなかったり、違和感を覚えたり、嫌悪感を覚えたりする人もいる。例えば、周りの皆は異性の話ばかりしているのに自分は同性に惹かれている（ホモセクシュアル）、他者との性的関係を全く望まない（エイセクシュアル）、といった人々がそれである。</p> <p>彼らはマイノリティ（少数者）である故に周りの人々との共感を得にくい。マイノリティ（被差別者）である故に他者に打ち明けて相談することが難しい。このときインターネットは彼らにとっての希望の窓となる。インターネットは物理的距離の壁を取り払い、共通の話題を持った人々を繋げるという、極めて重要な機能がある。インターネットの世界には数多くのセクシュアルマイノリティ・コミュニティが存在し、それには容易にアクセスすることができる。筆者はエイジェンダーのエイロマンティック・パンセクシュアルであるが、自らのアイデンティティを自覚するに至ったのは、様々なインターネットコミュニティ（例、Asexual Visibility &amp; Education Network）と出会ったことがキッカケである。</p>	<p>本法は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得すること、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、国及び地方公共団体はインターネットにおける特性に配慮しつつ民間における自主的かつ主体的な取組を尊重することを旨として施策を推進すべきこととしており、これに基づき施策を実施して参ります。</p>

頂いた御意見	御意見に対する考え方
<p>こういったコミュニティは、その取扱っている主題の性質上、性的な事柄も扱っている。もし安易に性情報をフィルタリングした場合、こういったコミュニティへの青少年のアクセスが阻害されるおそれがある。これは現実には起こっていることである（参考：<a href="http://rainbowaction.blog.fc2.com/blog-entry-42.html">http://rainbowaction.blog.fc2.com/blog-entry-42.html</a>）。</p> <p>性教育で十分ではないかという意見もあるかと思うが、これにも反論したい。我々のジェンダーやセクシュアリティは多種多様である。異性にのみ惹かれる人（ヘテロセクシュアル）もいれば、同性にのみ惹かれる人（ホモセクシュアル）もいる。中性的なひとにのみ惹かれる人（アンドロガイネセクシュアル）もいれば、親友にのみ惹かれる人（デミセクシュアル）もいる。お笑い芸人のカズレーザ氏は季節によって惹かれる相手の性別が変わるバイセクシュアルであると打ち明けている。自身の人格としての性を出生時の性と同一視する人（シスジェンダー）もいれば、反対の性と同一視する人（トランスジェンダー）もいれば、両方だという人（バイジェンダー）もいるし、ジェンダーなどないという人（エイジェンダー）もいる。かように多様なジェンダーやセクシュアリティを、学校の性教育で十分に教えられるであろうか？抑々、ジェンダー／セクシュアリティ研究（GSS）はひとつの確立された学問領域である。GSSについての特別の知識を持たない一般教員が、子どもたちに適切に教えることは不可能と言わざるをえない。</p> <p>以上に述べてきたように、インターネットはセクシュアルマイノリティにとって、極めて重要な精神の生命線なのである。そこを安易に遮断したり、手を加えたりすることは、彼らにとって有益ないばかりか、寧ろ有害ですら有り得る。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	
<p>まず、『有害』と称するからには、総務省は『害が有る』ことを『医学的に証明』すべきだろう。</p> <p>また、『害が無い』ならば有害なる呼称を変更すべきで有る。</p>	<p>本法は、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、国及び地方公共団体はインターネットにおける特性に配慮しつつ民間における自主的かつ主体的な取組を尊重することを旨として施策を推進すべきこととしており、これに基づき施策を実施して</p>

頂いた御意見	御意見に対する考え方
<p>次に当該情報のフィルタリングは、あくまでフィルタリング対象にのみフィルタされるのが筋論であって、対象外に対してフィルタされることは、万が一にもあってはならない。仮にそういった『フィルタリング対象外』に対して『フィルタされる』事態が生じた場合、これは人権の侵害であり、『重罪』として扱われるべきである。</p> <p>(個人)</p>	<p>参ります。</p> <p>なお、本法は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの開発事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスの提供事業者に対し、閲覧の制限を行う必要がない情報について制限しないようにする努力義務を規定しております。</p>
<p>フィルタリングソフトの有効利用の是非はともかく相も変わらず臭い物への蓋を強制しているようにしか見えません。政府のやることは誰も自殺などしたがる国を作ることではないでしょうか。自殺を希望してしまう人の為の相談体制、逃げ場の無い人達への避難先を整えるの先ではないでしょうか。</p> <p>(個人)</p>	<p>本法は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得すること、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、国及び地方公共団体はインターネットにおける特性に配慮しつつ民間における自主的かつ主体的な取組を尊重することを旨として施策を推進すべきこととしており、これに基づき施策を実施して参ります。</p>
<p>フィルタリングは表現の自由や通信の秘密に反するものであり、原則として望ましいものではない。</p> <p>その上で契約者が使用者に対して何らかの理由に基いてフィルタリングをするのは個々の自由だが、行政がそれを強制・推奨するのは憲法違反であり、批判されて然るべき考え方である。</p> <p>インターネット黎明期からの一ユーザーとしての個人的意見を述べると、青少年というよりインターネットに不慣れなユーザーに対して最も懸念されるのは、不必要な個人情報と主観の発信であり、これは書き込みを全面的に規制するか SNS への全面アクセス禁止等をしない限りはフィルタリングでは防ぐことが出来ず、経験や地道な教育によってのみ形成が可能である。</p> <p>しかし現実のフィルタリングではエロ・グロ・暴力等、日本では個人の思考として広く認められている表現のフィルタリングに重点が置かれており、利便性との引き換えにする理由ではないとして敬遠される傾向にあるように見える。</p> <p>また規制理由として挙げられることの多い犯罪被害抑止に対して、効果を期待している契約者は1人も見たことが無い。家出・売春・自殺等の青少年に多い問題は家庭又は個人の問</p>	<p>本法は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得すること、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、国及び地方公共団体はインターネットにおける特性に配慮しつつ民間における自主的かつ主体的な取組を尊重することを旨として施策を推進すべきこととしており、これに基づき施策を実施して参ります。</p> <p>また、本法は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの開発事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスの提供事業者に対し、閲覧の制限を行う必要がない情報について制限しないようにする努力義務を規定しており、その内容に国が直接関与するようにはなっておりません。</p> <p>さらに、青少年に青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを利用させるかについて、本法は、保護者の判断に委ねております。</p>

頂いた御意見	御意見に対する考え方
<p>題が背景にあり、手段を一つ塞いだところで別の形で出るとは明白である。</p> <p>元被虐待者として付け加えると、上記のような犯罪被害防止を良しとするのは直接の被害が無い第三者としてのみの都合でしかなく、問題のある環境からの脱出や改善を邪魔するのは当事者からすれば著しく迷惑な行為でしか無く、使用者側としても全く望ましいものではない。</p> <p>フィルタリングが普及しないのは</p> <p>(1) 契約者や使用者がフィルタリング自体を望んでいない</p> <p>(2) 提供されるフィルターと望ましいフィルターのずれが大きい</p> <p>(利便性等の問題もフィルターが不適切であるとしてこれに含む)</p> <p>の何れかであると考えられ、これを行政として強制・推奨して普及率を上げようとするという考え方自体に問題がある。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
<p>要旨</p> <p>1 「その情報や行為が『有害』とされた経緯や思想」が『特定の思想を基にした侮辱・差別思想』によって作られた事が判明した為、フィルタリング義務化の中止、又は『詐欺等現実の犯罪行為の勧誘、法令違反物品(違法薬物等)販売の情報』以外は外して頂きたい。</p> <p>2 今回の募集要領は不親切だった。</p> <p>本文</p> <p>フィルタリング義務化の一時中止を求めます。</p> <p>それが無理でも『詐欺等現実の犯罪行為の勧誘、法令違反物品(違法薬物等)販売の情報』以外は外して下さるようお願いいたします。</p> <p>現在、有害とされている情報は明治維新後に入国してきた外国人や思想・教義に合わせる為に政府やいわゆる『思想人・有識者』によって有害とさせられた行為や情報が多数を占めています。</p>	<p>参考のご意見として承ります。なお、本法は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの開発事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスの提供事業者に対し、閲覧の制限を行う必要がない情報について制限しないようにする努力義務を規定しており、その内容に国が直接関与するようにはなっておりません。</p>

頂いた御意見	御意見に対する考え方
<p>その中には「天草及び島原には私生児が多い。特に天草に酷しい。海外より帰る女は往々混血児を伴ひ来る。其の数は一村に十五六人に上るものもある。当人は之を以て、恰も軍人が金鵄勲章を貰ひたる如く心得、郷党亦之を卑しめず、群童に伍して、小学にも通ふ、由来私生児多き地なれば之を怪しまぬのである。……されば天草女島原娘の連れ帰る混血児にも独逸種、米国種、和蘭種、露西亜種、支那種、その他雑多に亘ることは言ふまでもない。英国人は植民地にありても一般に混血児を産ましむることは最も少なく品性高きを以て有名であるが、本邦の海外醜業婦は世界中の種を持って来るのは情けない話である（矯風会編 1919、39-41 頁）。」や「今日文明の国々に於ては、或は犯罪の痼疾となれるもの、或は白痴癡癲の如きもの、或は乱酒性となれるもの等を隔離し、又は去勢法を施して、其害を後代に伝へざるを図り、血族結婚又は重婚を禁じ、或は劣等民族との結婚を禁じて以て民族自衛の道を計っておる、……吾輩も亦我日本民族の愈純良にして、愈雄健ならんことを欲するが故に、衷心よりして我日本民族の血液を毒する弊害を防がんことを冀ふのである、民族衛生の上より廓清を叫ばざるを得ぬのである（油谷治郎七「民族衛生論」『廓清』6-4、1916年）。」や内務省囑託の天野藤男氏や文部省囑託の片岡重助氏が繰り返し主張した「操を破った女は、如何に容色の美が優れていても乙女らしい淳美さは失われて、最早人をして讃仰せしめられない」といった特定の思想から一方的に『差別・侮辱』する為に作られた価値観が元になったのが多数存在します。</p> <p>このように「『偏向的・差別的思想』から出来た『自分達が考える優良な国民』に教育する為の価値観」が現在の日本の健全育成思想の主流を占めている以上、一旦フィルタリング義務化は中止すべきではないでしょうか。</p> <p>それと、別の意見書にも書きましたが、募集要領が判り辛かったです。 後からでもいいから資料のアドレスは募集ページに書いてください。 書いてて「求めている意見は本当にこういう方面なのかな？」と何回も思いましたよ。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	